

調布市武者小路実篤記念館の臨時休館について

調布市武者小路実篤記念館条例(昭和60年条例第25号,以下「条例」という。)第4条ただし書の規定により,調布市武者小路実篤記念館を下記のとおり臨時に休館する。

記

1 施設名

調布市武者小路実篤記念館

2 臨時休館日

令和4年11月29日(火)から令和5年3月3日(金)まで
(ただし,条例第4条各号に掲げる日以外の日)

3 理由

調布市武者小路実篤記念館の外壁及び屋上防水等改修工事期間中,館内で騒音・振動及び塗装による臭いの発生が予想され,展示や閲覧等の利用に供することに支障があるため。